

令和元年5月28日

競争参加者各位

呉工業高等専門学校  
契約担当役事務部長 田中 巖  
(公印省略)

「呉工業高等専門学校等で使用する電気一式」に係る  
入札説明書の訂正について

平素よりお世話になっております。

令和元年5月21日付入札公告いたしました「呉工業高等専門学校等で使用する電気一式」に係る入札説明書について、下記のとおり訂正（差替依頼）いたします。

ご迷惑をおかけしますが、既交付の当該説明書について、差替えていただきますようお願いいたします。

なお、お手数ですが、本文書を受領されましたら、下記連絡先に FAX 又はメールにて「受領連絡」をお願い申し上げます。

記

【訂正（差替）箇所】

入札説明書

p2. 3 (4) 別紙2

・「二酸化炭素排出係数、環境への負荷低減に関する取組の状況に関する条件」

(1) ①～⑤「得点例」に係る一覧表

→別添「20190528 修正版」と差替え願います。

※訂正理由：平成31年3月26日環境省大臣官房会計課事務連絡「電力供給契約における入札の競争参加資格について」で示されている『中国電力管内の得点例』に準じた区分及び得点（例）とするため

(本件連絡先)

呉工業高等専門学校総務課用度係

〒737-8506

広島県呉市阿賀南 2-2-11

電話：0823-73-8410

FAX：0823-74-3479

メール：youdo@kure-nct.ac.jp

## 二酸化炭素排出係数, 環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

本資料は, 呉工業高等専門学校が調達する「呉工業高等専門学校等で使用する電気」に係る入札参加資格である二酸化炭素排出係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件(裾入り方式)の評価の基準について述べたものである。

### 1. 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており, かつ, ①平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数, ②平成 29 年度の未利用エネルギー活用状況, ③平成 29 年度の再生可能エネルギーの導入状況, ④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合), ⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が 70 点以上であること。

項 目	区 分	得点
①平成 29 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素 排出係数(単位:Kg-CO <sub>2</sub> /kWh) * 調整後排出係数	0.000 以上 0.575 未満	70
	0.575 以上 0.600 未満	65
	0.600 以上 0.625 未満	60
	0.625 以上 0.650 未満	55
	0.650 以上 0.675 未満	50
	0.675 以上 0.700 未満	45
	0.700 以上 0.725 未満	40
	0.725 以上 0.750 未満	35
	0.750 以上 0.775 未満	30
	0.775 以上 0.800 未満	25
	0.800 以上	20
②平成 29 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③平成 29 年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④グリーン電力証書(※2)の調達者への譲 渡予定量(予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注)各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(平成30年9月28日改訂)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

(2)グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を独立行政法人国立高等専門学校機構呉工業高等専門学校に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を独立行政法人国立高等専門学校機構呉工業高等専門学校長に変更することをいう。書類等がある場合、その書類等も譲渡することとする。

## 2. 添付書類等

・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3. 契約期間内における努力等

(1)契約事業者は、契約期間中の各年についても、1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(2)1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間中の各年度終了後可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。